

フリーランス・トラブル110番
(第二東京弁護士会 仲裁センター) 御中

手続参加についての同意書

(「雇用類似の働き方に係る相談支援」に関する厚労省委託事業

(フリーランス・トラブル110番) 用)

1. 和解あっせん手続・仲裁手続が、第二東京弁護士会と厚生労働省との業務委託契約にもとづいて行われるものであることから、第二東京弁護士会が、適宜、和解あっせん手続・仲裁手続の進捗状況（実施日時、出席者、概要及び結果を含む）について、厚生労働省に報告する場合があることについて、同意します。
2. 本事業に基づく和解あっせん手続・仲裁手続については、①実施する期日（準備期日を含む）の回数は3回までを目安として実施されること、②手続きを担当するあっせん人は1名体制で実施されること、③当事者から、あっせん人の指名や希望に応じられない場合があること、について、いずれも同意します。
3. 第二東京弁護士会仲裁センターに納付する申立手数料、期日手数料、成立手数料については、本事業の枠組みに基づき免除されることについて理解しました。

年 月 日

氏名

印